

9

中央会月刊誌



中小企業かごしま

2019 第771号

■ 特集: 中小企業強靭化法について



『白谷雲水峡』

中央会 共済制度をご活用ください！

中央会では、中小企業の経営者や従業員の福祉向上のための各種共済制度を実施しております。

経営者・役員・従業員とそのご家族の安心の保障を準備するために中央会の共済制度をご活用ください。

従業員のための
退職金準備に

特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備ができる共済制度です。

業務上の災害の備えに

業務災害補償保険

事業活動にかかる
従業員さまの労災事故などのリスクを
カバーする保険です。

経営者・従業員のための
万一の保障

団体扱生命保険

★オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために
★パートナーズプラン
役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート

団体扱※(月払)の場合、
一般扱(口座振替扱月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！



病気やケガで働けなく
なったときのために

所得補償保険

病気やケガによる
入院・自宅療養により
働けなくなった場合に、
サポートする保険です。

組合と共に明日を拓く中央会



鹿児島県中小企業団体中央会

(総務企画課)

TEL : 099-222-9258 FAX : 099-225-2904

※団体扱とは、鹿児島県中小企業団体中央会が団体扱としてお申込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して各保険会社へ払い込む扱いのことです。一部対象とならない商品・契約がありますので、詳細はお問い合わせください。



CONTENTS

特集 中小企業強靭化法について	2
中央会の動き	7
● 中央会青年部会が第2回目の清掃活動を実施	
● HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法について学ぶ ～連携強化指導事業(新規事業)研究会を開催～	
● 組合制度の概要と先進事例から今後の組合のあり方について考える ～事業再構築研究会を開催～	
新設組合紹介	8
● 奄美大島のビルメンテナンス業者が組織化 ～奄美ビルメンテナンス協同組合創立総会を開催～	
組合運営のスペシャリストを目指そう!	10
～中小企業組合検定試験問題にチャレンジ～	
教えてぐりぶー!組合運営	11
● 第63回「修繕費を計上する際の税務上の注意点」について	
業界情報	12
令和元年7月 情報連絡員報告	
倒産概況	15
令和元年8月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定	16

高年齢者的人材活用を進めている(検討されている)企業の皆様

令和元年度 生涯現役社会の実現にむけた 地域ワークショップ

開催のご案内

日 時

令和元年10月29日(火)
13:00～16:30

場 所

かごしま県民交流センター
大研修室 第1

参加無料

～プログラム概要～

基調講演：『高年齢者雇用における法制度』 弁護士 本田 晴久 氏

事例紹介：鹿児島第一交通株式会社 鹿児島営業所長 田中 初巳 氏
有限会社鹿屋電子工業 代表取締役社長 濑戸口 摩耶 氏

同時開催：生涯現役のためのライフプランセミナー『期待されるシニア世代の働き方について』

当機構ホームページから(検索→ Jeed) 申込書をダウンロードいただき、必要事項を記入の上、ファックスもしくはメールにてお早目にお申込みください。(先着順)

お問合せ：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 鹿児島支部

TEL:099-813-0132 FAX:099-250-5152 (高齢・障害者業務課)

中小企業等経営強化法について 一部改正

令和元年7月16日に、「中小企業強靭化法(中小企業の事業活動の継続に資するための中
小企業等経営強化法等の一部を改正する法律)」が施行されました。本稿では、背景や概要
について紹介すると共に、本法律の柱である「事業継続力強化計画」について説明します。

1. 背景

近年の自然災害の頻発化・大規模化、また経営者の高齢化によって、多くの中小企業者の事業継続が危ぶまれる事態が顕著になってきており、将来に渡って危惧されています。

そこで、国は中小企業の事業活動の継続に資するため
に、中小企業の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業
承継を促進する必要があると考え、本法律を制定しました。

具体的な措置として、

- (1) 中小企業・小規模事業者の事業継続力の強化
- (2) 中小企業の経営の承継の円滑化
- (3) その他(関係者の関与による基盤強化等)

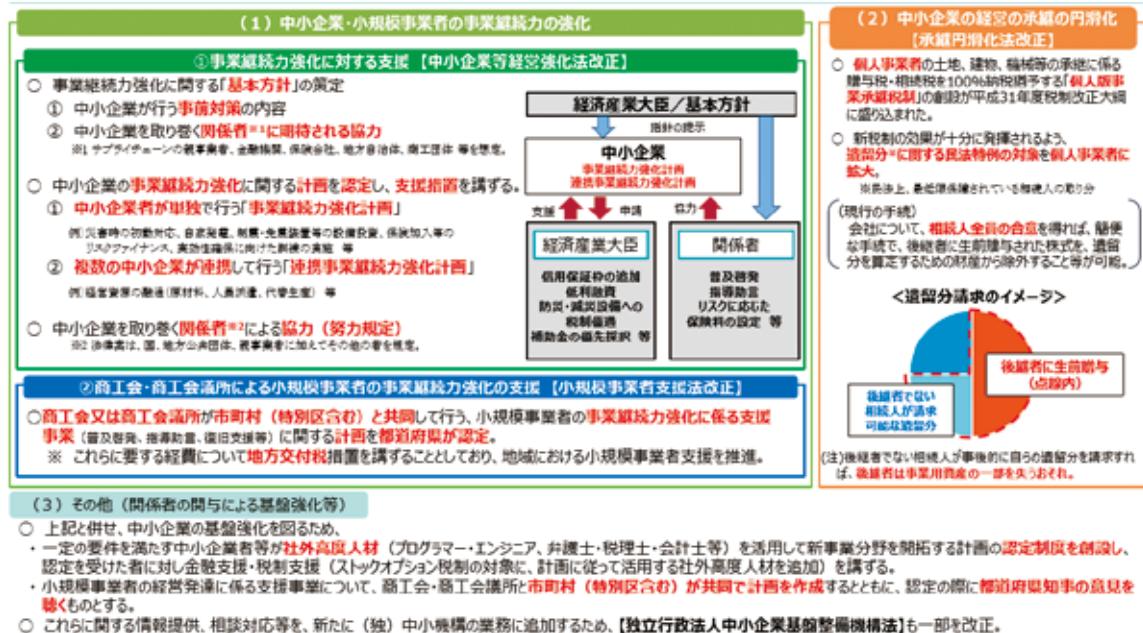
が挙げられます。



甚大な被害をもたらした西日本豪雨(岡山県倉敷市真備町)

- (1) **中小企業・小規模事業者の事業継続力の強化**においては、①事業継続力強化に対する支援(中小企業等経営強化法改正)と②商工会・商工会議所による小規模事業者の事業継続力強化の支援(小規模事業者支援法改正)が含まれます。
- (2) **中小企業の経営の承継の円滑化**(承継円滑化法改正)においては、個人事業者の事業承継(生前贈与)を円滑に進めるために、遺留分(民法上、最低限保障されている相続人の取り分)に関する民法特例の対象が個人事業者へも拡大されます。
- (3) **その他(関係者の関与による基盤強化等)**においては、一定の要件を満たす中小企業者等が社外高度人材(プログラマー・エンジニア・弁護士・税理士・会計士等)を活用して新事業分野を開拓する計画の認定制度を創設し、認定を受けた者に対し金融支援・税制支援を講ずるもので

上記(1)～(3)の概要



2. 災害発生時のケーススタディ及び現状認識

災害発生時に「事業継続計画(BCP)」を策定していなかった企業と策定していた企業では、右記の通り被災後明暗が大きく分かれます。

地震の被害にあったA社とB社のケースを見てみましょう。

「事業継続計画(BCP)」を策定していなかったA社

1. 被害の拡大

- 【ヒト】連絡網等を準備していなかったため、一部従業員の所在が掴めず、人手の確保ができなかった。
- 【モノ】保守、メンテナンス委託先も同時被災しており、設備復旧に必要な資器材・サービスを調達できなかった。
- 【カネ】保険に入っていなかったため、設備の復旧に必要な資金の目途が立たなかった。
- 【情報】重要情報のバックアップを取っておらず、重要データをすべて喪失してしまった。

2. 事業継続できず顧客を喪失、倒産…

「事業継続計画(BCP)」を策定していたB社

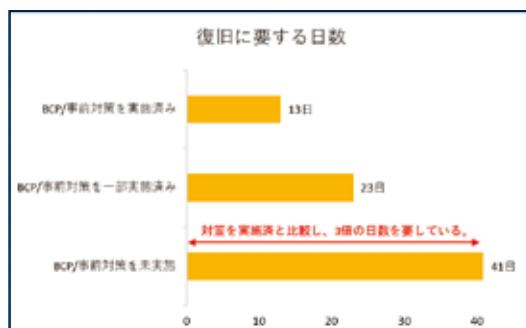
1. 事業継続のため、事前準備を行っていた

- 【ヒト】同業他社20社と緊急時の協力体制を事前に構築していたため、計画に則って人手を確保できた。
- 【モノ】人員の融通と同様に、他事業者より資器材の融通も得た。
- 【カネ】有事の際の資金手当ての対策を取っており、社屋復旧のための資金は保険を活用した。
- 【情報】機械は破損したものの、データのバックアップを取っていたため取引先のデータ等の重要なデータを復旧できた。

2. 事業継続により顧客喪失を回避!

他社との連携協力体制を構築したことにより事業継続が可能となり、顧客からの信頼を得た。また、連携工事業者間で優先工事の取り決めを行っていたことにより復旧工事にスムーズに着手でき、復旧需要を取り込むことで売上を下支えした。

また、BCP/事前対策の実施有無によって、復旧に要する日数の違いや営業再開時期と取引先の減少については、下記のような調査結果が分かっています。

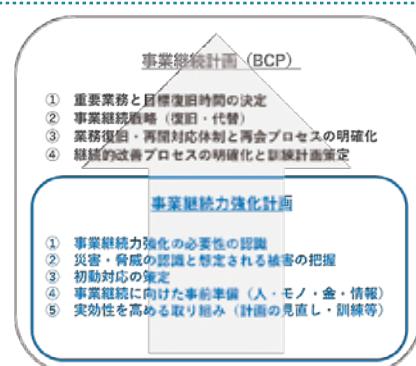


3. 事業継続力強化計画について

「事業継続力強化計画」は、事業継続力の獲得に向けた最初の一歩に位置づけられており、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指すものです。言い換えれば、事業継続計画(BCP)の簡易版とも言える内容となっております。

新たに設けられた「事業継続力強化計画認定制度」とは、中小企業及び企業組合、協業組合、事業協同組合等が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。

認定を受けた中小企業及び企業組合、協業組合、事業協同組合等は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用いただくことが可能になるだけでなく、認定を受けることで取引先企業などからの信用力の向上が期待できます。



事業継続力計画の申請には、**単独の企業で作成・申請する「事業継続力強化計画」と、複数の企業及び組合が連携して計画・申請する「連携事業継続力強化計画」**があります。

申請にあたっては、主に以下の5つの手順を通じて申請書を作成します。



(1) 事業継続力強化の目的の検討

事業継続力の強化を図るうえで、まずはその目的を考えることが重要であり、「何のためにこの取り組みを行うのか」を明らかにします。

(2) 災害リスクの確認・認識

ハザードマップ等を活用しながら、まずは事業所や工場等が立地している地域の災害リスクを確認・認識しましょう。そして、ハザードマップにおける被害想定を基に、「ヒト(人員)、モノ(建物・設備・インフラ)、カネ(リスクファイナンス)、情報」の4つの切り口から自社にどのような影響が生じるかを考えます。



鹿児島県が提供しているハザードマップ

(3) 初動対応の検討

災害が発生した直後の初動対応を検討します。個別の企業においては、以下の取組が求められます。

- ① 人命の安全確保
- ② 非常時の緊急時体制の構築
- ③ 被害状況の把握・被害情報の共有

(4) ヒト、モノ、カネ、情報への対応

手順(2)で検討したヒト、モノ、カネ、情報への影響を踏まえ、どのような対策を実行することが適当か検討します。例えば、以下の取り組み等が考えられます。

- ① 社員の多能工化を進める
- ② 設備の耐震化
- ③ 保険の加入
- ④ バックアップデータの取得 等

(5) 平時における推進体制

事業継続力の強化においては、平時の取り組みが大切です。平時から繰り返し取り組むことで、緊急時においても落ち着いて、適切に対応することができるようになります。平時の取り組みの検討にあたっては、以下の点に留意することが重要となります。

- ① 経営層の指揮の下、事業継続力強化計画の内容を実行すること(平時における推進体制に経営陣が関与すること)
- ② 年に1回以上の訓練を実施すること、そして取り組み内容の見直しを定期的に実施すること

【認定に伴う主な優遇措置等】

● 認定ロゴマークが使用可能	認定を受けた企業については、経済産業省で公認している事業継続力強化計画の認定ロゴマークを使用できます。
● 防災・減災設備の税制優遇	認定を受けた中小企業者・小規模事業者は、対象の減災・防災設備(自家発電機、制震・免震装置等)を取得した場合、取得価額の20%を特別償却できます。
● 補助金の優先採択 (ものづくり補助金)	認定を受けた中小企業者・小規模事業者は、ものづくり補助金等の一部の補助金において、優先的に採択されます。
● 信用保証枠の拡大	認定を受けた中小企業者・小規模事業者は、普通保険、無担保保険、特別小口保険の限度額が別枠化されるとともに、海外投資関係保険や新事業開拓保険の限度額が拡大されます。
● 日本政策金融公庫による低利融資	認定を受けた中小企業者・小規模事業者は、設備投資に必要な資金について低利融資を受けることができます (設備資金について、0.9%引下げ。運転資金については基準利率。)。

4. 支援措置について

(1) 金融支援

① 日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができます（融資のご利用にあたっては、別途日本政策金融公庫の審査が必要となります。）。

② 中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

※各種金融支援のご活用を検討している場合は、事業継続力強化計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。①②の番号は上記の各種金融支援番号と一致しています。

番号	機関の名称／問い合わせ窓口	電話
①	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	0120-154-505
②	(一社)全国信用保証協会連合会 各都道府県の信用保証協会	03-6823-1200 各都道府県の信用保証協会

(2) 税制優遇

中小企業防災・減災投資促進税制では、認定された事業継続力強化計画に従って取得した一定の設備等について取得価額の20%の特別償却が適用できます。

【適用対象者】

青色申告書を提出する中小企業者等で、中小企業等経営強化法第50条第1項又は第52条1項の認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者です。

【適用期間】

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和3年3月31日まで。期間内に対象設備を取得又は製作若しくは建設し、事業の用に供すことが必要です。

※本税制の適用にあたっては、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

(3) ものづくり補助金審査時の加点評価

平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の2次公募では、事業継続力強化計画の認定取得によって加点評価されることが公開されています。

(2) 「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」の認定取得（認定申請書中の共同申請者である場合も加点対象）について（すべての事業類型が対象） 「有効な期間の事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を応募申請時に受けている（認定申請中を含む）」に☑を付した方は、以下の書類を提出（添付）してください。	
応募申請時点の認定状況	必要書類
認定済み	① 「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」に係る認定通知書の写し ② 「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」に係る認定申請書 （別紙）「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」を含む）の写し ※ 提携された場合、改めて提出する必要はありません
認定申請中	申請済みの「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」に係る認定申請書 （別紙）「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」を含む）の写し ※ 提携された場合、交付申請時に「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」に係る認定通知書の写しを提出する必要があります

ものづくり補助金の公募要領より抜粋



※詳細は、中小企業庁HPをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#tebiki>

検定試験を受けて組合士になろう!!

1組合1組合士・組合の明日を拓く組合士

令和元年度

中小企業組合 検定試験

12月1日(日)



●受験資格

特になし ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です。

●願書受付期間

令和元年9月2日(月)～10月15日(火)

●試験科目

組合会計 組合制度 組合運営

●受験料

5,000円 (一部科目免除者は3,000円)

●試験日

令和元年12月1日(日)

●お問い合わせ先

お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会または全国中小企業団体中央会(TEL.03-3523-4907)までお問い合わせください。

●試験地

札幌・青森・仙台・秋田・郡山・さいたま・東京・長野・
静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・
福岡・長崎・大分・鹿児島・那覇

組合士

検索



中央会青年部会が第2回目の清掃活動を実施

8月3日(土)、鹿児島市役所周辺において本会青年部会(宮武秀一会長)が「清掃活動」を行いました。

地域貢献と青年部会同士の業種の垣根を越えた交流促進を目的としており、14団体82名が出席しました。初開催した昨年にも増して多くの方々が参加し、当日は終始和やかな雰囲気の中で行われました。各青年部同士の連携向上に結び付く良い機会となり、今後の青年部会の活動を更に活性化させていきたいと考えています。

参加団体

- ◆ 鹿児島県印刷工業組合青年部黎明さつま
- ◆ 鹿児島県環境整備事業協同組合青年部会
- ◆ 南日本新聞南伸会
- ◆ 鹿児島県漬物商工業協同組合青年部会
- ◆ 鹿児島県自動車車体整備協同組合青年部会
- ◆ 鹿児島市中央卸売市場青果食品協同組合青年部会
- ◆ 鹿児島県木材協同組合連合会 林業・木材産業「若手後継者元気塾」
- ◆ 鹿児島市管工事協同組合青年部会
- ◆ 鹿児島県建設業青年部会
- ◆ 鹿児島電気工事業協同組合青年部会
- ◆ 協同組合鹿児島県鉄構工業会青年部会
- ◆ 鹿児島県畳工業組合青年部
- ◆ 鹿児島県生コンクリート工業組合青年部
- ◆ 一般社団法人鹿児島県冷凍空調工業保安協会青年部会



HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法について学ぶ ～連携強化指導事業（新規事業）研究会を開催～

8月22日(木)に鹿児島市のホテルレクストン鹿児島において、連携強化指導事業（新規事業）研究会を開催しました。一般社団法人 日本パン技術研究所 安藤善一 氏を講師に、「HACCPの考え方に基づく衛生管理の手法について」と題してお話をいただきました。

講師は、「中小規模のパン製造業者では、製造・販売・配送等の一連の業務が個人で完結することから、しばしば当人のみが暗黙知的に食品安全の独自ルールをもっていることが多い。しかし、継続的な改善を行っていくには危害要因を「見える化」し、情報の共有と振り返りを行うことが肝要である。」と述べられました。

講話終了後は意見交換（質疑応答）も行われ、参加者はHACCPの考え方を取り入れて事業規模に応じた適切な衛生管理計画の作成・実施・記録を進め、継続的に食品安全衛生の向上を図っていく足掛かりを得られたようです。



組合制度の概要と先進事例から 今後の組合のあり方について考える

～事業再構築研究会を開催～

9月2日(月)に鹿児島市の鹿児島機械金属工業団地(協)会議室において、事業再構築研究会を開催しました。

本事業は、組合が共同事業を行うにあたり、組合運営面の課題解決や新たな事業展開の可能性を探ることを目的に実施しています。当日は、「これから組合のあり方について～組合制度の概要と団地組合の事例～」と題して、中央会職員を講師に以下の内容で行されました。

はじめに、中小企業団体中央会と中小企業組合制度の概要について説明した後、鹿児島機械金属工業団地協同組合の変遷や現在の環境等について確認を行いました。さらに、全国の団地組合における事例を紹介したこと、先進的な取り組みについて理解を深めることができました。

研究会では意見交換も行われ、参加者は現状を正しく把握するとともに、中長期的な組合ビジョンを策定することの重要性について認識することができ、有意義な研究会となりました。

新設組合紹介

奄美大島のビルメンテナンス業者が組織化 ～奄美ビルメンテナンス協同組合創立総会を開催～

7月30日(火)、奄美ビルメンテナンス協同組合(発起人代表 佐川洋一 氏(有限会社名瀬ビルサービス代表取締役))が創立総会を開催しました。

近年、国の環境問題への取り組みが本格化する中、環境関連法令はめまぐるしく変わっており、環境ビジネスは従来に増してクローズアップされてきております。

このような中、同組合は、清掃業務、保守業務等のビルメンテナンス業の共同受注、組合員が事業に必要とする資材の共同購買の実施により、組合員の経営の合理化と経済的地位の向上を図っていく計画です。

初代理事長に選任された 佐川洋一 氏は、「今後、組合員同士の連携を一層強化し、共同事業を実施することで組合員事業の合理化及び安定化を図り、ゆくゆくは本県ビルメンテナンス業界の発展に寄与していきたい。」と抱負を述べられました。

【組合プロフィール】

名 称：奄美ビルメンテナンス協同組合
所 在 地：鹿児島県奄美市名瀬小浜町21番1号
代 表 理 事：佐川洋一
組 合 員 数：4人
主たる事業：共同受注、共同購買



組合員と関係者のみなさん(左から2人目が佐川理事長)

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に **特定退職金共済制度**



従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



業務上の災害への備えに **業務災害補償保険**

事業活動にかかる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障

団体扱生命保険



団体扱*（月払）の場合、
一般扱（口座振替扱月払等）で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！



オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために
パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



* 団体扱とは、鹿児島県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

* 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。

* 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおりー約款」および鹿児島県中小企業団体中央会の「退職金共済規程（規約・規則）」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 南九州支社

〒892-0846 鹿児島県鹿児島市加治屋町18-8 大樹生命ビル2F TEL:099-226-6311
<https://www.taiju-life.co.jp/>

2019年4月1日より、三井生命は大樹生命に社名を変更しました。

大樹 -KB-2019-159（損保）B-2019-45（2019.4）
B-2019-1049（2019.4）使用期限 2020.3.31



次の文章は、中小企業基本法からの抜粋である。文中の **A** ～ **J** に語群①～⑯の中から正しいものを選び、その番号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。
(解答はP16に記載)

(目的)

第一条 この法律は、中小企業に関する施策について、その基本 **A**、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて **B** の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

(小規模企業に対する中小企業施策の方針)

第八条 国は、次に掲げる方針に従い、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるものとする。

1. 小規模企業が地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、適切かつ十分な **C** の確保を通じて地域における小規模企業の持続的な事業活動を可能とするとともに、地域の多様な主体との連携の推進によって地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること。
2. 小規模企業が将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、小規模企業がその **D** を図るにあたり、その状況に応じ、着実な **D** を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること。

(交流又は連携及び共同化の推進)

第十八条 国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための **E** の整備、中小企業者が共同して行う事業の **F** その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の集積の活性化)

第十九条 国は、自然的経済的・社会的条件からみて一体である地域において、**G** の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が **H** に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(労働に関する施策)

第二十一条 国は、中小企業における労働関係の **I** 及び従業員の福祉の向上を図るために必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るために、**J** の開発及び職業紹介の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

- ①適正化
- ②概念
- ③振興
- ④組織
- ⑤類似
- ⑥収益増進
- ⑦国民経済
- ⑧経営基盤
- ⑨技術能力
- ⑩成長発展
- ⑪助成
- ⑫健全化
- ⑬職業能力
- ⑭主体的
- ⑮経営環境
- ⑯有機的
- ⑰体制
- ⑱理念
- ⑲同種
- ⑳経営資源

第63回「修繕費を計上する際の税務上の注意点」について

当組合では、雨漏りのあった天井の修理代金15万円を現金で支払い、修繕費として計上しましたが、法人税法上の問題はないでしょうか。



はい！お答えします！



修繕費になるかどうかの判定は修繕費、改良費などの名目によって判断するのではなく、その実質によって判断します。

例えば、次のような支出は原則として修繕費にはならず資本的支出となります。

- (1) 建物の避難階段の取付けなど、物理的に付け加えた部分の金額
- (2) 用途変更のための模様替えなど、改造や改装に直接要した金額
- (3) 機械の部分品を特に品質や性能の高いものに取り替えた場合で、その取替えの金額のうち通常の取替えの金額を超える部分の金額

なお、一つの修理や改良などの金額が20万円未満の場合又はおおむね3年以内の期間を周期として行われる修理、改良などである場合は、その支出した金額を修繕費とすることができます。このため、今回のケースでは修繕費として損金算入が認められます。

詳しいことは、国税庁HPを確認して欲しいぶ～
<https://www.nta.go.jp/m/>



ありがとう地域に感謝！

“郷土のくらしを見つめる”



奄美信用組合

理事長 手島 博久



奄美市名瀬幸町6番5号 TEL 0997-52-711
<http://www.amamishinkumi.co.jp>

業界情報
(令和元年7月)

令和元年7月期における鹿児島県内45組合(傘下組合員数4,160社)の景況は次のとおり。

【前月比】

売上高が他の項目に比較し、悪化した。原因に上旬の豪雨や長引いた梅雨を挙げる声が多く寄せられた。売上高の悪化に伴い、業界の景況や収益状況も同様に悪化したことが見て取れる。

【DI値 前月比】

業界の景況	前月	今月	比較結果
	令和元年6月	令和元年7月	
業界の景況	-9	-13	↓
売上高	-13	-23	↓
在庫数量	-3	-4	↓
販売価格	-2	-2	→
取引条件	-2	-5	↓
収益状況	-9	-15	↓
資金繰り	-10	-8	→
設備操業度	-5	-6	↓
雇用人員	-8	-9	↓

※比較結果(数値の範囲)  = +10以上  = +5~+9  = 0~+4  = -1~-9  = -9以下

DI値とは、前月又は前年同月から「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

【前年同月比】

在庫数量が改善傾向を示したものの、売上高が大幅に悪化している。その他の項目も軒並み低調な結果となっていることから、景気回復の実感を得る事が難しい。気候や国際情勢等の外部要因が悪影響を与えていていることも一因と考えられる。

【DI値 前年同月比】

業界の景況	前年	今月	比較結果
	平成30年7月	令和元年7月	
業界の景況	-13	-13	→
売上高	-15	-23	↓
在庫数量	-10	-4	↗
販売価格	-1	-2	↓
取引条件	-5	-5	→
収益状況	-16	-15	→
資金繰り	-10	-8	→
設備操業度	-3	-6	↓
雇用人員	-9	-9	→

製造業

【食料品(味噌醤油製造業)】

今年は梅雨の期間が例年より長く梅雨明けが遅かったため、7月は昨年並みの売上を確保できるかどうかという状況であった。5月の連休後からずっと低調だったが、それを挽回するまでには至らなかつたようである。お盆までの夏期商戦に期待したい。

【食料品(酒類製造業)】

(令和元年7月分データ)		(単位kℓ・%)	
区分	H30.7	R1.7	前年同月比
製成数量	3,874.00	4,928.80	127.2%
移出 数量	県内課税	3,706.00	3,593.90
	県外課税	4,915.60	4,747.50
	県外未納	2,393.50	2,675.30
在庫数量	214,788.50	216,868.60	101.0%

【食料品(漬物製造業)】

7月前半の大雨や猛暑の影響、はたまたGWの反動からか入込客数が減少している。また、たくあん類をはじめ荷動きが悪い。

【食料品(蒲鉾製造業)】

今年は梅雨期間が長く、その影響で国道や高速道路の通行止め、航空便の欠航等があり商品の配送に大きな影響が出た。また、旅行客の減少もあり、

土産品・日用品共に売上が減少した。御中元の時期に選挙が重なったことも、少なからず売上の減少に繋がっていると考えられる。くわえて、原材料のすり身も高値で推移している。

【食料品(鰹節製造業)】

昨年とほぼ同じ原価で推移しており、原料の品質があまり良くない。操業度も昨年より低下しており、業界の景況は芳しくない。

【食料品(菓子製造業)】

暑い日々が続くと、店舗商品は販売が厳しい。また、材料費にくわえ、配送料も値上がりしているので、一層厳しい状況である。

【食料品(茶製造業)】

共販実績は前年度売上対比97% (前年同月売上対比97%)

【大島紬織物製造業】

今年度も後継者育成事業を実施しており、8名の研修生を迎えている。今後は織工以外のその他の後継者育成を検討中である。

【本場大島紬織物製造業】

生産反数は410反で、昨年同月に比べ25反増となった。

【木材・木製品】

ようやく梅雨が明けたが、市況に際立った変化はなく、期待した梅雨明け効果は望めそうにない。長雨による原木丸太の出材が鈍り価格はジリ高傾

向にあるものの、製材製品は依然として軟調で推移しているため在庫量が増加しつつある。現状では中小販売店の悲鳴が聞こえてきそうである。

【木材・木製品】

原料用丸太の出材量については、梅雨明けが遅たことにより、出材量は減少した。製材製品価格については、製品安の展開が懸念されていることから、収益性の悪化が危惧されている。なお、プレカット工場の稼働率は堅調に推移し、6月に一段落したものの7月以降一定量の発注が見込まれている。一方、どの業態においても人手不足が深刻化し、工場の稼働に影響を及ぼしてきている。

【生コン製造業】

7月度の総出荷量は98,529立米（対前年比100.3%、うち官公需は38,281立米（同比100.2%）、民需60,248立米（同比100.4%））で官公需、民需共に増加となった。増加した地域は8地域（増加順に、屋久島313.3%、喜界島190.2%、種子島176.9%）で、残り8地域が減少（減少順に奄美南部31.6%、沖永良部47.6%、奄美大島70.4%）となった。なお、鹿児島地域は、対前年度比で官公需238.0%、民需100.8%の合計117.7%となっている。

【コンクリート製品製造業】

7月度の出荷は4,457トンで、前年同月比82.7%となった。おそらく雨の影響も大きいと思われ、2割程度の減少となった。地区別の前年同月比較では、姶良地区で40%、大隅地区で56%と大きく減少した。受注は若干増加傾向にあるため、今後のさらなる受注増に期待したい。

【鉄鋼・金属（機械金属工業）】

工場の稼働率は高い状況が続いているが、依然として高力ボルトの調達難が受注活動に影響を与えており、いつまで続くか見通しが立たない。

【瓦製造業】

お盆前にもかかわらず、仕事が増えていない。

【印刷業】

紙不足の問題が依然として続いている。都市部では輸入も思うようにいかず、受注しても生産できないという状況であるとの情報も聞く。製紙メーカー、卸売商、小売ルートからの印刷事業所に含め、この業界全体の問題として早期の解決が望まれる。

非 製 造 業

【総合卸売業】

天候不順もあり需要は減退気味。10月の消費税増税前の駆け込み需要については、特に実感できない状況。仕入単価の上昇に伴う販売単価への転嫁が課題。引き続き、米中貿易摩擦の長期化、異なる消費マインド低下による需要減退、企業の景況悪化等が懸念される。

【水産物卸売業】

前年同月比で、数量が69.8%、販売金額が85.3%、販売単価が122.2%と若干苦戦した。7月後半には仲卸組合主催の「まぐろ・カツオ祭り」を開催するなど、魚食普及に向けた活動に取り組んでいる。

【燃料小売業（LPガス協会）】

8月積み中東産の液化石油ガスはプロパンが370

ドル（前月比-5ドル）、石油化学原料のブタンは360ドル（前月比+5ドル）であった。原油市況の軟化、米国シェールガスの増産による供給増、中国の関税引き上げによる輸入の激減等で日本や韓国等の需要に飽和感が広がったためである。日本の卸売価格にも影響が出る見込み。

【中古自動車販売業】

前半は豪雨、その後は梅雨により殆ど晴れ間がなかったため、来店客も少なく厳しい1ヶ月間であった。今後、梅雨が明けても、本格的な夏を迎えることで猛暑日や残暑も厳しくなることが予想されるので、来店客の伸び悩みが懸念される。

【青果小売業】

前年同月比では85.5%、累計比では97.6%となった。

踊ろう！



百年一新 百貨維新



山形屋
〒892-8601 鹿児島市金生町3番1号
電話(099)227-6111
www.yamakataya.co.jp

【石油販売業】

原油価格は上げ下げを繰り返し、方向感が定まらない。要因に米国・イラン対立、米中貿易摩擦の影響が継続していることが挙げられる。7月の小売と出荷状況は、長雨・豪雨災害そして気温低下から前年比約14%と大幅なダウンとなる見込みであり、厳しい経営状況にある。これから梅雨明けの夏場シーズンに期待したい。

【鮮魚小売業】

7月上旬は豪雨が続いたこともあり、入荷が昨年を大幅に下回り、「売るべき魚」があまりなく冷凍や養殖魚で対応せざるを得なかった。中旬までは取り扱いが昨年比1割減となり、後半にかけては土用の丑の日が土曜日に重なり、各地で夏祭りも開催されたことから売上が伸びず、追い打ちをかけられるような形となった。

【商店街(霧島市)】

商店街の売上動向は前年比減少傾向であった。中心市街地の5通りを交通規制して、「第55回霧島国分夏祭り」を7月の13日、14日と2日間に渡って開催した。お祭り等を開催すれば、商店街への人通りは大変多くなるものの、特にイベントのない平日は相変わらず閑散としている。引き続き消費税増税の影響が気にかかる。

【商店街(姶良市)】

県内大手スーパーのリニューアルオープンに伴い、客足が戻ってきたように感じる。また、タピオカ取扱店の出店により、若者の姿も見受けられるようになった。

【商店街(鹿屋市)】

9月頃に商店街に居酒屋とカプセルホテルが新規オープンするので、活性化の寄与に期待が高まっている。

【商店街(鹿児島市)】

再開発工事のため、通行量が大幅に減少している。

【測量設計業】

豪雨災害の発生による協力要請があり、その対応に追われているため、通常業務に支障が出てい る。

【旅行業】

韓国のLCC(格安航空会社)ティーウェイ航空が週3便運航している鹿児島-ソウル間を9月初旬から運休すると発表があった。日韓関係の悪化によるツアー販売の不振が一番の原因である。鹿児島県内の有力ホテルも韓国からの団体客のツアーが一気にキャンセルになったという声も聞かれている。今回は約1ヶ月の運休予定となっているが、夏休みに入り韓国への旅行予定であったFIT(個人)からの問い合わせも数件寄せられている。当組合ではインバウンドを専門に取り扱っている会社もあるた

め、今後の動向が気になるところである。

【建築設計監理業】

7月は県や市町村において、建築設計業務が約100件ほど発注されているが、比較的小規模な物件が多いようである。ただ、市町村によっては庁舎の建て替えなど比較的規模の大きい物件の計画が具体的になってきているところもあるため、今後の発注に期待したい。

【自動車分解整備・車体整備業】

今月は前半に大雨が降り、検査場が2日間程閉鎖された。実働日数が減った分、他の日が忙しくなった。

【電気工事業】

官庁工事も毎週発注されているが、不調物件も見受けられる。事業者の中で、**仕事内容**によっては辞退していると考えられる。

【造園工事業】

今年の7月は雨が多く、業務を行うには厳しい環境だったが、お盆を前に道路草刈りや街路樹低木剪定業務等で例年通り多忙を極めている状況である。夏季は、各社業務を遂行するにあたって**作業員の健康・体調管理**に十分気を付けている所である。

【管工事業】

月の上旬から中旬にかけて雨が多かったため、工事が予定通り進まない現場が散見された。また、梅雨明け以降気温の高い日が続いたことから、現場での熱中症防止について周知を行った。

【建設業(鹿児島市)】

7月大雨災害による道路・河川・耕地等の災害応急工事があった。今後災害復旧工事に向けた取り組みがなされるが、早急な復旧が望まれる。

【建設業(南さつま市)】

全体的に見ると、前年度と比較しても大差は感じられないが、**地域間格差**が見られる。

【建設業(曾於市)】

6月末～7月末まで雨災害の災害応急ばかりで、本工事の発注がない。

【貨物自動車運送業】

県下165運送事業者の燃料の購買動向は、前月と比較して100.24%の増加となり、前年同月と比較して、89.97%の減少となった。

【運輸業(個人タクシー)】

前月度に比べるとほぼ横ばいと言える。

【運輸・倉庫業】

例年並みの物量だったが、下り荷物では車輪がない状況が多くなってきた。交通事故・労災防止での周知活動を行った。新車納入に時間がかかる状況になっており、代替計画を長期的に組む必要が出てきている。**燃料価格**は高値で推移しており、経営を圧迫している。



令和元年8月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)
(株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数5件 負債総額4億100万円

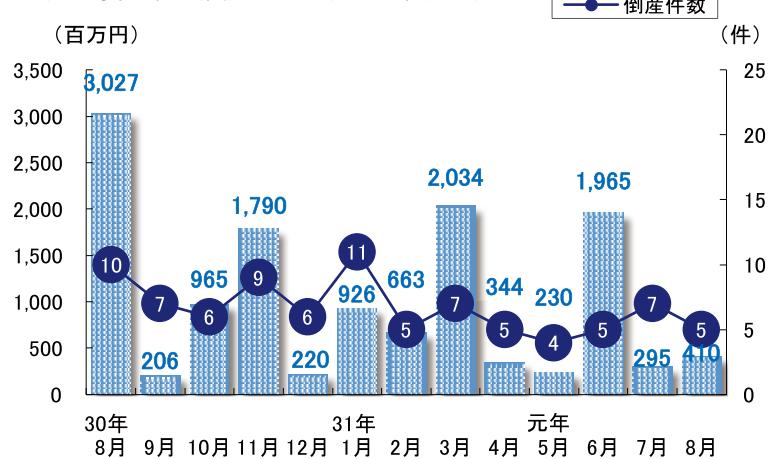
[件数]前年同月比5件減 [負債総額]前年同月比86.8%減

ポイント

~倒産件数は前月比、前年同月比ともに減少、負債総額は前月より増加したが、前年同月比大幅減~

- ◆8月の倒産件数は5件で前月比2件減、前年同月比で5件減となり、前年同月比では6カ月連続で減少となった。負債総額は前月比1億600万円増だったが、前年同月比では26億2600万円減と大幅減少となった。
- ◆主因別では全て販売不振、態様別も全て破産だった。
- ◆業種別、地域別に大きな偏りはなかった。

鹿児島県の倒産推移(平成30年8月～令和元年8月)



【今後の見通し】

鹿児島県の8月の倒産件数は5件と少なく、2019年2月以降は一桁台が続いている。負債総額が大幅に減少した理由は、前年同月の(株)K(21億4400万円)の大型倒産があったためである。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB景気動向調査」によると、鹿児島県の8月の景気DIは43.0で前月より2.1ポイント悪化した。3カ月ぶりの悪化となり、10業界中、「建設」、「不動産」、「製造」、「運輸・倉庫」の4業界が悪化し全体を押し下げた。大雨など悪天候の影響が出たほか、先行きも米中貿易摩擦、日韓関係悪化を懸念する声が多い。

2019年8月30日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、前月に引き続き「全体としてやや弱まっている」となった。

生産活動は電子部品がやや弱含み、5月のかつお節生産、7月の紙パルプ生産ともに前年を下回った。畜産関連では6月の肉用牛枝肉生産量は前年を下回り、7月の豚肉相場、ブロイラー相場、鶏卵相場も前年を下回った。また、7月の主要ホテル・旅館宿泊客数はほぼ前年並みだったが、主要観光施設入場者数は前年の大河ドラマの反動減で前年を下回った。

8月の倒産件数、負債総額ともに低水準だが、鹿児島県内の景況感は悪化傾向である。

世界情勢や消費増税後の状況を心配する声も多く、地域の消費動向、建設などの工事発注状況も厳しい状況が続いている。これらを踏まえると倒産件数が増加に転じるリスクは拭えず、しばらくは景気の動向を観測していく必要がある。

令和元年8月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額(百万円)	資本金(千円)	所在地	態様
(株)I	呉服小売	225	20,000	南薩地区	破産
(有)K	不動産代理・仲介	35	3,000	鹿児島市	破産
(有)M	塗装工事	11	3,000	鹿児島市	破産
(株)K	映像製作	100	1,000	鹿児島市	破産
(有)M	菓子小売	30	3,000	北薩地区	破産

※主因別では、「販売不振」5件。

第71回中小企業団体全国大会

- 日 時 令和元年11月7日(木) 14:00~17:00
- 場 所 鹿児島市「鹿児島アリーナ」
- 大会テーマ
「新時代の幕開け 団結でひらく 組合の未来」
～時空を超えて 舞台は鹿児島から～
- ※今年度は九州大会の開催はありません。

令和元年10月

13日(日) 11:00~	中央会青年部会 かごんまわっせかフェスタ'19 鹿児島市「天神おつきや商店街ぴらもーる」
18日(金) 9:00~	中小企業組合検定試験対策講座 鹿児島市「鹿児島県産業会館 7階会議室」
25日(金) 8:00~	中央会青年部会チャリティゴルフ大会 鹿児島市「南国カンツリークラブ」

九州・沖縄ものづくり展

- 日 時 令和元年11月
6日(水) 10:00~17:00
7日(木) 11:00~17:00
- 会 場 鹿児島アリーナ「サブアリーナ」
- 参加費 無料
- ※7日(木)は、中小企業団体全国大会参加者のみ入場可能です。

～編集後記～

最近朝晩が涼しくなってきました。どこからか香る金木犀が奥ゆかしく、たくさん食べても「食欲の秋」と言えばなんだか罪悪感が薄れてしまつ、そんな秋が四季の中で一番好きな季節です。

この編集後記を書くにあたり「燈火可親（とうかかしん）」という四字熟語を知りました。涼しい秋の夜長は、読書を楽しむのに最適である」という中国唐中期を代表する文人・政治家の韓愈の言葉です。中央会事務局では、毎日持ち回りで二分間の書籍紹介スピーチを実施しています。組合の支援が必要となるプレゼン力を鍛える目的ながら、それぞれの個性が出て興味深く、読書へのモチベーションになっているところです。

みなさま、夏の疲れは残っていないませんか。過ごしやすい秋のうちに読書や映画鑑賞などゆっくりとした夜を過ごし、心身共にリフレッシュして、次に訪れる寒い冬に備えたいものですね。

(連携情報課 下田)



表紙・本文中で登場する
ぐりぶー&さくらとその子供達は
鹿児島県のPRキャラクターです♪

©鹿児島県ぐりぶー・さくら#545-1

P10 組合のスペシャリストを目指そう! ～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～の解答

A[⑯] B[⑦] C[⑳] D[⑩] E[④]

F[⑪] G[⑯] H[⑯] I[①] J[⑬]

今月の表紙

白谷雲水峡（熊毛郡屋久島町）

屋久島にある白谷雲水峡は「人と森林のふれあいの場」として1979年に林野庁により選定された白谷川流域の自然休養林です。

弥生杉・太鼓岩などの人気スポットを1~6時間程度で歩く遊歩道・周回コースが整備されおり、美しい渓流と、何百種類の苔に覆われた深い緑の森をゆっくりと観察しながら巡ることができます。幻想的な森の雰囲気から、宮崎駿監督のアニメ映画「もののけ姫」のなかにでてくる深い原始の森のモデルになったと言われています。



© K. P. V. B.

お役立てください県共済



- ◆火災共済
- ◆自動車事故費用共済（まごころ共済）
- ◆生命傷害共済
- ◆医療総合保障共済・傷害総合保障共済
- ◆自動車総合共済（MAP）



県共済

鹿児島県火災共済協同組合

理事長 小 正 芳 史

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1(産業会館) T E L (099) 225-4218
ホームページ <http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai> F A X (099) 227-3595

商工中金は、国とともに、
中小企業をサポートする公的金融機関です。

特長 その 1 長期的な視点で
安定したお取引

特長 その 2 中小企業の経営課題に対応する
総合的な支援

特長 その 3 全国と海外のネットワークで
ビジネスをサポート

特長 その 4 協調と連携で
地域経済の活性化の力に

商工中金

本店 東京都中央区八重洲2-10-17
www.shokochukin.co.jp/

鹿児島支店 099(223)4101

〒892-0847 鹿児島市西千石町 17-24



個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定 (当金庫内比較)

固定金利の半年複利 (元本保証)

1年、2年、3年から期間が選べる

安心、確実、お得に増やす

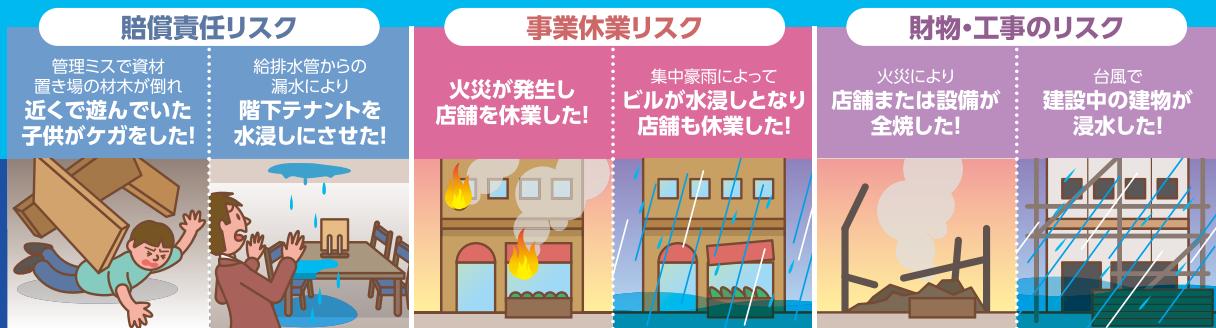
定期預金 **マイハーベスト**

NEW!

平成29年7月 制度スタート!

中央会のビジネス総合保険制度

（事業活動を取り巻く様々なリスクから）
会員事業者をおまもりします！



賠償責任リスク

管理ミスで資材置き場の木材が倒れ近くで遊んでいた子供がケガをした！



給排水管からの漏水により階下テナントを水浸しにさせた！



事業休業リスク

火災が発生し店舗を休業した！

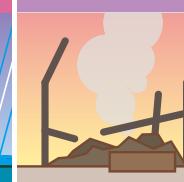


集中豪雨によってビルが水浸しとなり店舗も休業した！



財物・工事のリスク

火災により店舗または設備が全焼した！



台風で建設中の建物が浸水した！



特長 1 中央会のスケールメリットによる割安な保険料水準

特長 2 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化してご加入

特長 3 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)リスクを総合的に補償

特長 4 事業休業補償により災害に遭った際の事業継続のための資金を確保



引受保険会社で補償内容およびラインナップが異なります。保険の内容の詳細は各引受保険会社が作成するパンフレット等をご確認ください。

【制度運営】

全国中小企業団体中央会

【お問い合わせ先】

鹿児島県中小企業団体中央会

〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町9番1号5階
TEL: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

【引受保険会社(中小企業PL保険等既存制度の取扱件数順)】

東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●この広告は全国中小企業団体中央会が作成したものです。

●この広告はビジネス総合保険制度の概要を示したもので、保険の内容の詳細は引受保険会社が作成する約款、「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認ください。

発行所／鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 〒892-0821 電話: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

発行人／小正芳史 印刷所／株式会社イースト朝日

電話: 099-266-5522 FAX: 099-266-5523